

唐 総 総 第6 5 0号
平 成 25年11月20日



様

唐津市長 坂井 俊之



公文書不開示決定通知書

平成25年11月16日付けで開示請求があった公文書の開示については、唐津市情報公開条例第8条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、唐津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、唐津市（代表者は唐津市長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

公文書の件名 又は内容	「ソーシャルツアー@SAGA 唐津編」の事業報告書	
公文書を開示 しない理由	1 唐津市情報公開条例第 条第 号の規定に該当 2 唐津市情報公開条例第 条第 号の規定に該当 ③ 開示請求があった公文書が存在しません。 (理由)	
所管課	総務部総務課 電話番号 0955-72-9113 内線 1417	
	開示請求番号	466